

# 終章

防衛施設庁の廃止と防衛本省への統合  
～新たな組織へ～

---

(平成 19 年度)

# 防衛施設庁の廃止と防衛本省への統合

～新たな組織へ～

## …Outline…

平成18年1月に生じた「競売入札妨害事案」は国会において集中審議の議題とされるなど多くの時間をかけた質疑がなされた。

一方、再発防止のための検討を進めていた「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会（検討会）」は、同年6月、「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する報告書（報告書）」を取りまとめ、公表した。

この「報告書」は、防衛施設庁の組織について同庁の業務の精査・見直しを行った上で、これを内部部局に新設する地方協力局（仮称）へ移管するとともに、各防衛施設局については従前の業務に、防衛政策に係る地方との調整・協議などの業務を付加した上で、これを地方防衛局（仮称）とするなどの方向性を示した。

鋭意検討が重ねられ、第166回国会（常会）に提出された法案が成立し、平成19年9月1日、防衛施設庁は特別調達庁及び調達庁時代を含めて約60年にわたる歴史に幕を閉じることとなった。

## ● 本件事案に係る国会における議論

防衛施設庁における競売入札妨害事案により同庁技術審議官等3名が東京地方検察庁により逮捕された平成18年1月30日には第164回国会（常会）は既に招集されており、同国会における本件事案に関する質疑が同年2月1日の参議院予算委員会を皮切りとして開始された。

額賀防衛庁長官は、同日の同委員会において、本件事案の背景に防衛施設庁の沿革に由来する人事管理の特殊性などがあるとして、「施設庁を解体する、そういう中で、再びこういうことが起こることがないようにチェック体制と、新しい防衛庁としての、政策官庁としてのスタートを切りたい」との決意を表明した。

同月3日、参議院外交防衛委員会は本件事案に関する集中質疑を行い、額賀防衛庁長官の本件事案の経緯などに関する説明に対し、防衛施設庁建設部の業務内容、同庁退職者の再就職の状況、本件事案の背景、同庁における建設工事発注の手續などに関して質問が集中した。

これらの集中審議においては、(財)防衛施設技術協会における受注業務の再委託やOBの再々就職等の問題、防衛施設庁発注の建設工事の落札率の問題などに関しても質問がなされた。

同国会では、その後も本件事案に関する質問が各種の委員会でなされ、衆議院予算委員会においては、平成19年度予算案の審議にあわせて、平成18年2月22日、本件事案に関する集中審議が行われた。この集中審議では、退職者の再就職状況、建設工事の落札率、防衛施設庁の建設部門における人事管理などに関する事実関係やこれらと本件事案との関連に関する幾多の質問が繰り返しなされ、額賀防衛庁長官及び防衛施設庁長官は、捜査当局の捜査に影響を与えないことに配慮しつつ可能な限り具体的な答弁に努めた。



参議院予算委員会で答弁する北原防衛施設庁長官（提供：共同通信社）

また、同月27日の衆議院安全保障委員会においては、防衛施設庁の解体後の組織の在り方について質問がなされ、額賀防衛庁長官は、「(防衛施設庁の建設部門について)積算部門と契約部門は分離する必要がある。しかもなおかつ、相互牽制機能を働かせるため現場と本庁というか内局との関係も作っておかなくてはならないということ。それから、第三者的な監察制度とか監視部門というものも作っておかなくてはならない」とする一方で、「米軍基地とか日本の基地における地域住民との関連性、あるいは調和、調整を図っていかねばならないという仕事、これは日本の防衛あるいは日米関係を円滑に進めていくためには不可欠」であるとして「そういう機能を効率的に、透明性を保ってどういうふうに運営をしていくかということも念頭に置きながら、しっかりと形を作っていく」と答弁し、そのスケジュールについては「(平成18年)3月の中旬以降、20日頃までに施設庁の組織等についての基本的な考え方を outsourcing させていただきたいというふうに思っております。それが基本的には来年度の概算要求に間に合うように、組織全体の構想が描けるようにしたいと思っている」との考えを明らかにした。

こうした中で、同国会に提出していた「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(防衛庁省移行法案)」が同国会での成立は見送られ継続審議扱いとなって、次期国会での成立を期することとされた。

一方、「調査委員会」は、同年1月31日以降全力で本件事案に係る事実関係等の調査を進め、その内容を同年6月15日に取りまとめ、「事案の調査」として公表したが、結果として同国会の会期末に当たったことから、その後、国会審議逃れを意図したものの批判を招くこととなった。

こうしたことを背景に続く第165回国会(臨時会)においても、「防衛庁省移行法案」審議に関連して本件事案に関する質問が続いた。

特に、衆議院安全保障委員会においては、本件事案について国会の場ではじめをつけることが「防衛庁省移行法案」審議入りの前提であるとの野党の主張を受け、同年11月1日、2日及び7日の3日間本件事案に関する集中審議が行われた。

この集中審議においては、「事案の調査」で明らかにされた本件事案の構造、すなわち、本件事案が防衛施設庁の歴代の技術審議官、建設部長及び建設企画課長という建設系技官のトップ3名が、再就職先確保と再就職したOBに対する配慮を原因として主導的に談合関与行為を行ってきたとすること等の「事案の調査」の内容をめぐる審議が行われた。さらに建設工事の発注方式、入札監視制度の充実、早期勧奨退職の是正を含む人事管理、再就職などの個別の分野ごとの再発防止策の内容や、その実効性などについて質問が集中した。

また、本件事案が発覚する前の同年1月16日、当時の防衛施設庁建設部長が関係資料を廃棄した件をめぐり、第164回国会（常会）において、額賀防衛庁長官が、未だ本件に係る事実関係の全体像の報告を受けていない時点で「証拠隠滅のおそれはありませんか」との質問に対し、「そういうことがないと信じています」と答弁した趣旨や、「調査委員会」が行った関係者への聴取調査の記録の開示の範囲などについても連日にわたって質問がなされた。

これらの質問に対して、久間防衛庁長官及び防衛施設庁長官は、同国会における額賀防衛庁長官の答弁内容に全く問題はないこと、また衆議院安全保障委員会に示した「事案の調査」の内容及び聴取調査の記録は、同調査の趣旨を踏まえた最大限のものであること等や、「報告書」に基づき防衛庁・防衛施設庁が全力で取り組んでいる再発防止策の内容などについて誠心誠意、説明を尽くした。

このように、防衛施設庁は、全職員一丸となって、米軍再編業務等の懸案事項に対応しつつ、本件事案への取組などについて国会審議を通じて国民に理解を求めるため総力を挙げて連日懸命に取り組んだ。

こうした審議を終え、「防衛庁省移行法案」は、その後審議入りし、第165回国会（臨時会）会期末の同年12月22日、可決・成立した。

## ● 「検討会」における組織に関する検討

以上の国会における議論に並行して、木村防衛庁副長官を委員長とする「検討会」は、複数の部外有識者の参加を得、「抜本的な再発防止策」の策定のための検討を鋭意進め、平成18年6月16日「報告書」を取りまとめ、公表した。

この「報告書」は、本件事案のような事案の再発を防止するため、「防衛施設庁を解体するとともに、全庁的な観点から見直しを行い、新たな防衛組織を構築する」とした（第9章第7節参照）。

## ● 防衛施設庁の廃止・統合に向けた検討の進展

その後、平成19年度概算要求に向けた検討が鋭意行われたが、その過程において、特に防衛施設庁の建設部門の独自性・特殊性を解消し事務の一層の公正性及び透明性を確保するとともに、防衛施設が所在する地方公共団体等との間において防衛施設の設置・運用に起因して発生する各種の問題の解決に同庁が果たしてきた役割を維持・発展させ、かつ、防衛省の今後の政策課題に適切かつ効率的に対応できる体制とすることが重視された。

その結果、同庁本庁の機能については、

- ① 施設部及び業務部の機能は、防衛施設行政が今後ますます防衛政策と直接かつ密接に関連していくことから、地方公共団体と連携して防衛施設行政を推進し、米軍駐留支援に関する施策について対米調整と地元調整を効果的に連携して実施する観点から、防衛省の内部部局として新設する地方協力局（仮称）に移行する。
- ② 建設部の機能のうち、入札・契約制度等の企画・立案の機能については防衛本省の経理装備局に、建設工事实施計画の審査・積算基準等の作成等の実施の機能については装備施設本部（装備本部を改編）に、それぞれ移行する。
- ③ 総務部の機能は、同様の機能を有する防衛省本省の大臣官房、経理装備局の各課等に移行する。

こととされた。

このような考えに基づき、地方協力局は、局長及び2名の局次長のほか8課及び2官からなる定員307名の組織とされ、同局長はその職責の重要性を踏まえいわゆる特重局長と位置付けることとされた。

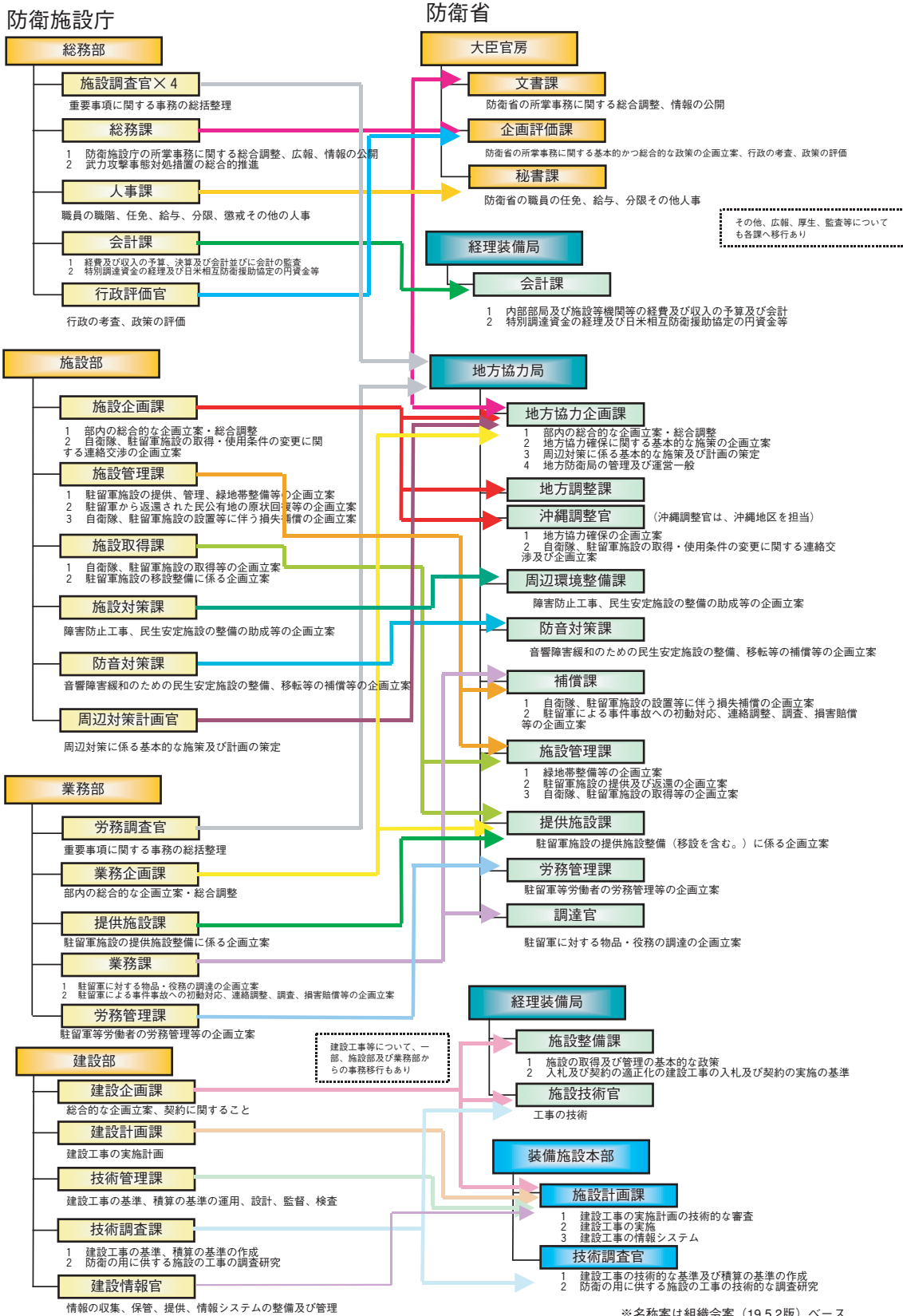
また、防衛省全体として防衛施設行政への取組をより充実させるために、大臣官房に防衛施設行政に係る事務も所掌する審議官1名及び米軍再編調整官1名が増員されることとなった。

一方、防衛施設局については、全国8ヶ所における設置を維持しつつ、それまで防衛施設局が担ってきた、自衛隊・米軍の施設の取得、防衛施設に係る周辺対策、米軍関係事件・事故に係る損害賠償等の機能及び装備本部の支部等の統合に伴う装備品の調達に係る監督・検査等の機能に加えて、防衛省の所掌事務全般を円滑かつ効果的に遂行するための地方公共団体や地域住民の理解及び協力を確保する事務（協力確保事務）を行う拠点として、防衛省の所掌事務を分掌する地方支分部局である地方防衛局として改編されることとなった。

地方防衛局は、今後、この協力確保事務として、例えば、米軍再編、部隊等の新編・改編、法律の制定改廃、新たな訓練の実施等に関して、これらに関係する地方公共団体等との間で調整・協議、施策の周知徹底等の役割を担うこととなる。

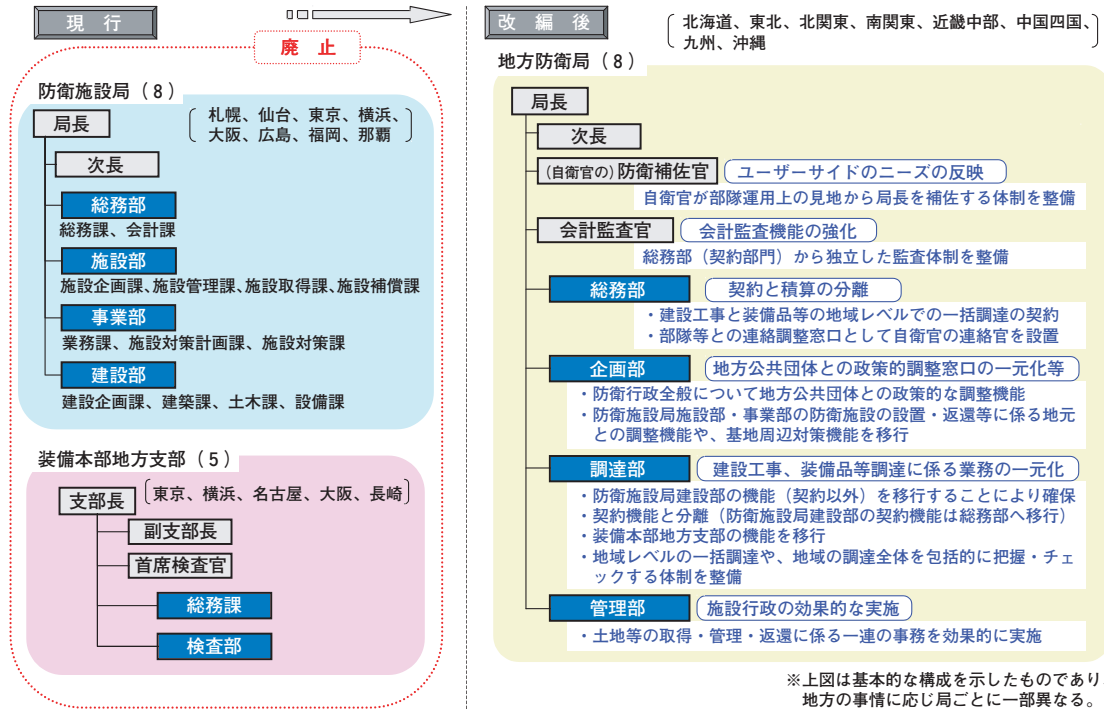
なお、この地方防衛局の名称については、これまでの設置場所を冠した名称（札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡及び那覇）を変更して、それぞれの地方防衛局の管轄

防衛施設庁本庁の防衛省内部部局等への統合



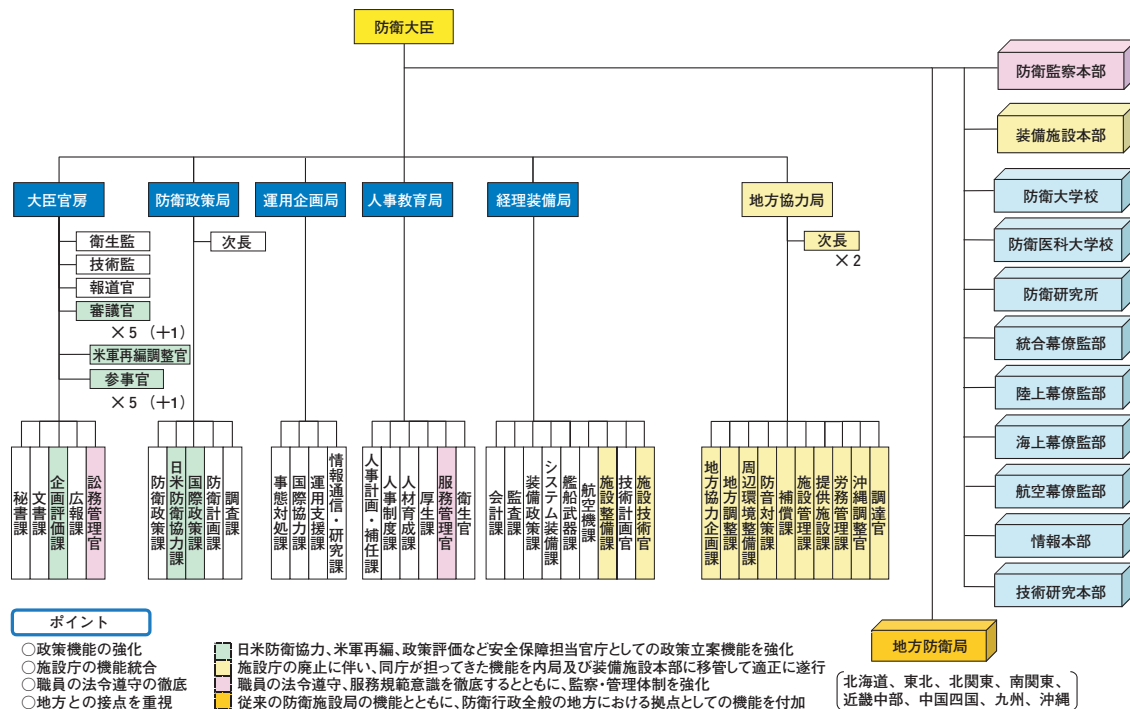
地方支分部局等の改編

※新組織名等は仮称



平成19年度末 防衛省組織の概要

※新組織名等は仮称



区域に着目した名称（北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州及び沖縄（いずれも仮称））とすることとされた。

以上のような組織改編により、防衛施設行政をより適切に実施する体制を構築し、本件事案のような競売入札妨害等事案の再発防止を図るとともに、地方との関係に係る防衛省の政策立案機能を強化し、新たな時代の政策課題に一層適切に対応できる体制が整備されることとなった。

なお、防衛施設庁は、この組織改編の検討過程において、同庁の歴代の長官、次長等経験者に対し、本件事案に関し、「調査委員会」によって究明された事実関係、「検討会」によって策定された再発防止策、同庁の廃止・防衛省への統合の在り方等を説明し、これらに対する意見を聴取するため、あわせて3回の説明会を開催した。この説明会において、出席者からは、廃止・統合の政策決定に厳しい指摘がなされたが、同時に、

- ・防衛施設庁という組織はなくなっても、これまで同庁が担ってきた防衛施設行政はなくなることはなく、その重要性は今後ますます高まることを踏まえた組織改編とすべきである。
- ・防衛施設行政を担当する防衛施設庁を「外局」として設置してきたのは先人の知恵である。防衛施設庁という「外局」が、これまで自衛隊施設及び米軍施設に係る各種の業務を一元的に実施してきたメリットを踏まえた組織改編とすべきである。
- ・職員が誇りを持って業務を行えるような組織改編とすべきである。

などの多くの貴重な意見が出された。

いずれも、調達庁及び防衛施設庁において、額に汗し、胸を痛めながらも、我が国の安全保障政策、防衛政策を実効あるものとするため、防衛施設行政に懸命に取り組んできた同庁を愛する先輩の偽らざる声である。

## ● 防衛本省の外局へ



省移行法の成立直後、庁内で職員の出迎えを受ける久間防衛庁長官（撮影：渡辺信一郎）

このような中、第165回国会（臨時会）に提出されていた「防衛庁省移行法案」は平成18年12月15日、参議院本会議で可決・成立し、同月22日、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第118号）として公布、平成19年1月9日施行され、防衛施設庁は防衛省の外局となった。

この法律の附則第9条は「防衛施設庁は、平成19年度において廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的

に遂行することを可能とする体制を整備するものとする」と規定した。

この法案の採決に当たって、衆議院安全保障委員会及び参議院外交防衛委員会は、それぞれ、本件事案などの不祥事の発生を踏まえ、防衛庁に対し、国民の負託に応えるため抜本的な体質改善に努力し、防衛省に移行した後も本件事案をはじめとする不祥事の徹底的な究明及び対策に全省を挙げて取り組むことを求める附帯決議を行った。この決議に対して、久間防衛庁長官は、それぞれの委員会において、趣旨を十分尊重し、努力する旨発言した。

防衛施設庁長官は、平成18年12月15日、「防衛庁省移行法案」の成立を受け、全職員に対し「今日は歴史的な日であり、新たな防衛施設庁の歴史を今ここに在る3,100名一人一人が創っていくという使命感を持ち、誇りを持ち、飛び立つスタートの日である。職員一人一人には、それぞれ色々な思いはあるが、国の判断として進むべき方向が明確に決まった以上、新たな防衛施設行政のための体制を3,100名一人一人が構築し、新たな組織、後輩にしっかりバトンタッチしていこう」と訓示した。

## ● 防衛施設庁の廃止・統合 ～新たな旅立ち～

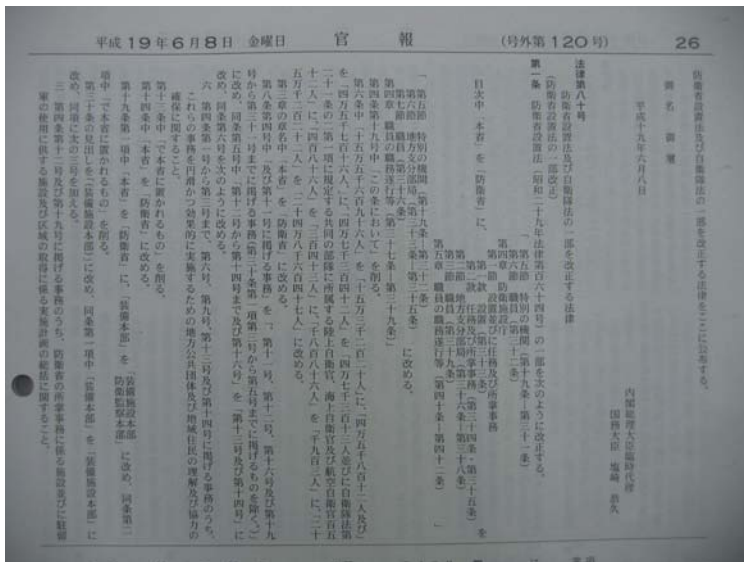
以上の経緯を経て、防衛施設行政の一層の適切かつ効率的な遂行を図る等のため、防衛施設庁の廃止、防衛本省への統合などを内容とする「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案」が第166回国会（常会）に提出され、平成19年6月1日午前10時12分参議院本会議で可決・成立し、同月8日、「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律」（平成19年法律第80号）として公布され、同年9月1日施行される予定である。

また、同法により「防衛省の所掌事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること」が防衛省の所掌事務として新たに規定され、この事務は、新設される地方協力局において、防衛施設庁の施設部、業務部等の従来の事務と一緒に所掌されることとなった。

このように、同局は、防衛省と地方公共団体との関係に係る政策の企画立案を一元的に担当することが明確となり、防衛省と地方公共団体との緊密な協力関係の構築がこれまで以上に期待できることとなった。

防衛施設庁長官は、同年6月4日、「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律」の公布を受け、全職員に対し、「しっかりと前を向き頑張っていこう」と訴えた。また、久間防衛大臣からは「今からがスタートであり施設庁の諸君にはしっかりと頑張ってもらいたい」とのメッセージが寄せられた。

上記の組織改編や防衛監察監をその長とする防衛監察本部の新設といった防衛省の所掌事務の適正な遂行を図る措置に加えて、防衛省における新たな政策課題に対してより実効的に対応していく内部部局の所掌事務の見直し等もあわせて行うことによって、防衛大臣を補佐する体制の一層の強化も図られることも期待される。



防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律  
(平成19年6月8日 官報)

このようにして、同年9月1日、防衛施設庁は昭和37年11月1日の発足から数えて45年にわたる歴史に幕を下ろすこととなった。振り返れば、同庁は、その前身である公法人特別調達庁や特別調達庁(総理府の外局)及び調達庁の期間を含め、一貫して防衛施設の取得やその安定的な運用の確保を任務とし、その時々々の職員は、全国各地の防衛施設の設置・運用に起因して



桧町時代の庁舎(旧7号館)

政治的・社会的な問題となった多くの「我が国の基地問題」に黙々と立ち向かい、関係地方公共団体や関係住民等国民の理解と協力を得るために努力してきた。

当庁に籍を置いた諸先輩をはじめそれぞれの職員は、「施設庁マン」、「施設庁ウーマン」としての責任を強く自覚し、謙虚さの中にも矜持を保ちつつ、専心防衛施設行政の遂行に取り組んできた。



市ヶ谷庁舎(D棟)

3,100名、防衛施設庁に今在る職員一人一人は、今後ますます重要となっていく防衛施設行政のプロとして、来るべき同年9月1日を周到な準備と決意で迎え、地方協力局、装備施設本部、各地方防衛局などの新しい職場にあっても必ずや国民のためその真価を発揮していくに違いない。